

資料2-2

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する  
不当廉売関税の課税期間の延長

令和3年8月2日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会特殊関税部会  
財務省関税局

# 調査の概要等

## 概要

- 大韓民国(以下「韓国」という。)及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産の水酸化カリウムに対して、不当廉売関税を課税中。

不当廉売関税率: 韓国 49.5%、中国 73.7% (課税期間: 平成28年8月9日～令和3年8月8日)

- 令和2年7月、カリ電解工業会が韓国及び中国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を申請したことを受け、同年8月より調査を開始。

### 【調査対象貨物】

- 名称: 水酸化カリウム
- 輸入統計品目番号: 2815.20-000  
(協定税率: 3.9%、基本税率: 4.6%、特惠税率: 無税)
- 外観: 無色の液体又は白色片状の固体
- 主な用途: 液体石鹼や洗剤の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液



【固体】



【荷姿】

(注)写真は本邦産のもの

(出典: 申請者)

### 【調査対象期間】

- ・不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、継続又は再発するおそれ: 平成31年1月1日～令和元年12月31日
- ・当該輸入による本邦産業の損害が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、継続又は再発するおそれ: 平成 27年月1月1日～令和元年12月31日

## 不当廉売関税の課税期間延長要件

【関税定率法第8条第25項】 第1項の規定により、不当廉売関税が課されている場合において、①不当廉売された指定貨物の輸入、及び②当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

# 不当廉売関税の調査・課税手続の流れ(延長)

国内産業の利害関係者からの課税期間の延長の求め(申請)※

(令和2年7/7)

調査開始

(令和2年8/31)

関税・外国為替等審議会  
(特殊関税部会) (令和2年9/8)  
(調査開始の報告)

- ・質問状への回答(令和2年10/29まで(期限延長後))
- ・証拠の提出(令和2年11/30まで)
- ・意見の表明、対質の申出、情報の提供(令和3年1/4まで)
- ・現地調査(令和3年3月)

※本申請は、関税定率法第8条第26項に基づく課税期間の延長を求めるものであり、同条第21項に基づく税率の変更を求めるものではない。

重要事実の開示

(令和3年5/26)

重要事実に対する  
利害関係者による意見の表明等

関税・外国為替等審議会  
(特殊関税部会) (令和3年8/2)  
(課税延長の諮問)

(政令閣議・公布)

不当廉売関税課税期間延長  
(期間：5年以内)

# 不当廉売された貨物の輸入の継続のおそれ(韓国)

## 不当廉売された貨物の輸入の事実

- 韓国から日本へ輸出される水酸化カリウムの輸出価格が、正常価格(輸出国の国内価格)と比較してどれほど安く設定されているか(不当廉売されているか)、調査を実施。

(注) 正常価格及び輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者はいなかったことから、当局が知ることができた事実に基づき算出。

- 調査により、正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったことから、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。

【表1】 不当廉売差額率(韓国)

国(供給者名)		不当廉売差額率
韓国	(UNID)	66.51%
	(その他の供給者)	66.51%

(注1) 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

(注2) 不当廉売差額率 = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

## 不当廉売された貨物の輸入の継続のおそれ

- 韓国の供給者には、相当程度の余剰生産能力がある。
- 韓国の供給者の将来の生産は、増加が見込まれる。
- 韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる韓国国内市場及び海外市場は、存在しない。

- 日本への水酸化カリウムの輸出について不当廉売されているという事実、及び韓国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続するおそれがあると認められた。

# 不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ(中国)

## 不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国から日本へ輸出される水酸化カリウムの輸出価格が、正常価格(輸出国の国内価格)と比較してどれほど安く設定されているか(不当廉売されているか)、調査を実施。

(注1) 正常価格について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出。

(注2) 輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者はいなかったことから、当局が知ることができた事実に基づき算出。

- 調査対象期間に中国から日本への水酸化カリウムの輸出はなかったことから、正常価格と中国から第三国への輸出価格を比較し、第三国への輸出価格が正常価格よりも低いことが認められた。

【表2】 不当廉売差額率(中国)

国(供給者名)		不当廉売差額率
中国	(Jiangsu OCI Chemical)	51.02%
	(その他の供給者)	51.02%

(注1) 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

(注2) 不当廉売差額率 = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

## 不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ

- 中国の供給者には、相当程度の余剰生産能力がある。
- 中国の供給者の将来の生産は、増加が見込まれる。
- 中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる中国国内市場及び海外市場は、存在しない。

- 中国から第三国への水酸化カリウムの輸出について輸出価格が正常価格よりも低いという事実、及び中国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがあると認められた。

# 本邦産業の損害の継続又は再発のおそれ

## 本邦産業の状況

- 現行の不当廉売関税措置により、韓国及び中国製品の輸入量は減少し(B)、国産品の販売量増加(C)に伴い本邦産業の営業利益はいったん改善が見られた(G)。
- 韓国製品の輸入は減少したものの継続しており、国内需要量が増加(A)するなか、国産品の市場占拠率は令和元年に減少に転じた(D)。
- 本邦産業は、韓国製品を引き合いに値上げ幅の圧縮や値下げを要求され、平成30年以降、製造原価の上昇(F)を販売価格に反映しきれず(E)、営業利益は低下した(G)。

【表3】本邦産業の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
国内需要量(A)	100	102	107	111	114
韓国・中国製品の輸入量(B)	100	56	30	28	35
国産品の販売量(C)	100	109	120	127	128
国産品の市場占拠率(D)	100	108	112	113	111
国産品の販売価格(E)	100	98	96	95	98
国産品の製造原価(F)	100	87	81	87	96
本邦産業の営業利益(G)	100	179	236	191	123

(注)表中、平成27年の数値を100とする指数を記入

本邦産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。

## 損害が継続又は再発するおそれ

- 課税期間が満了した場合、
  - 一韓国及び中国の供給者の余剰生産能力、市場等の状況を踏まえると、韓国及び中国の供給者は、日本への輸出を増加又は再発させるおそれがある。
  - 一本邦生産者は、韓国及び中国産水酸化カリウムの安値輸入による国産品の販売価格の引下げを強いられ、その結果、国産品の販売価格が製造原価を下回るおそれがある。

- 不当廉売された貨物の輸入による本邦産業の損害の事実が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められた。

# 重要事実の開示

## 重要事実の開示

- 令和3年5月26日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実(重要事実)として以下を通知。

### 重要事実記載事項

- 調査対象貨物(指定貨物)、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された指定貨物の輸入が、指定期間(不当廉売関税の課税期間)の満了後に継続し、又は再発するおそれ、に関する事項
- 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実が、指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれ、に関する事項

### (参考)アンチダンピング協定第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。



# 調査を踏まえた対応

## 重要事実の開示及び利害関係者の反論

- 前記の当局の認定(重要事実)を開示したところ、韓国の供給者からの主な反論。

反論		当局見解
①	調査当局は韓国供給者の生産能力増大が欧州市場を目的としたものであることを否定するが、証拠はない。	調査当局は、生産能力増大の目的・理由にかかわらず、韓国国内の将来の需要量が韓国供給者の余剰生産能力を吸収できないこと及び追加的な輸出を吸収できる海外市場がないことから、日本への不当廉売輸入が継続するおそれがあると認定している。
②	韓国産品の本邦への輸入量の増減と、本邦産品の本邦における販売量の増減は無関係であり、因果関係は存在しない。	平成30年から令和元年にかけて、韓国産品の輸入量、本邦産品の販売量の双方が増加しているが、本邦産品の市場占拠率は同期間に低下している。これは、輸入貨物に一部販売シェアが移ったために、需要量の増加幅に比べて本邦産品の販売量の増加幅が抑制された結果と解される。両者の間には十分関連性があると認められる。
③	本邦生産者1者の事業撤退の理由が輸入品の存在を原因とするものであることを裏付ける証拠がないにもかかわらず、これを認定したことは協定3.7に違反する。	本調査において調査当局は、協定11.3に沿って「本邦の産業に与える実質的な損害等が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ」を認定したのであり、協定3.7とは無関係である。

➡ 反論を検証したところ、重要事実の内容を変更する必要は認められない。

## 調査により得られた結論

- 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入による本邦産業の損害の事実が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、継続又は再発するおそれがあることが認められた。

## 最終決定(案)

- 韓国及び中国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税について、課税期間を延長することが適当(期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間。不当廉売関税率は現行どおり。)